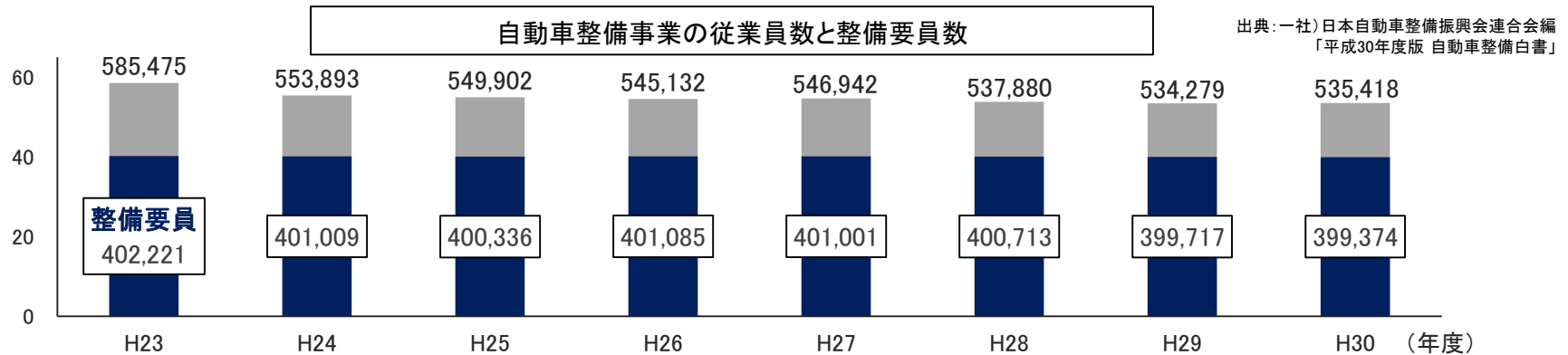


# 自動車整備分野における外国人材の受入れ

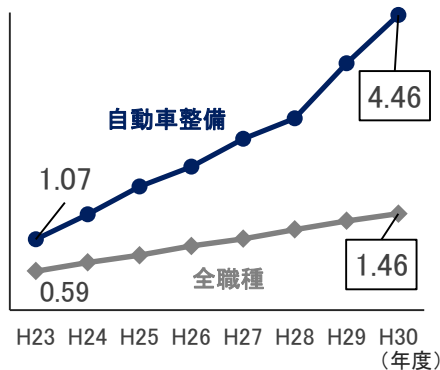
---

国土交通省自動車局

- 自動車整備事業における従業員数は、近年、ほぼ横ばいで推移。(整備要員は約40万人)
- 近年、自動車整備要員の有効求人倍率が上昇するなど、整備業界の人材不足が顕在化。
- 少子化や若者のクルマ離れの進展、職業選択の多様化により、近年、自動車整備士を目指す若者が減少。
- 自動車整備要員の平均年齢は上昇傾向にあり、平成30年度には45.3歳に達している。

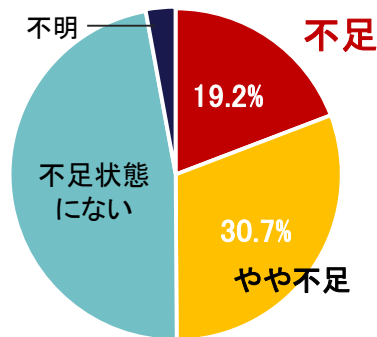


自動車整備要員の有効求人倍率



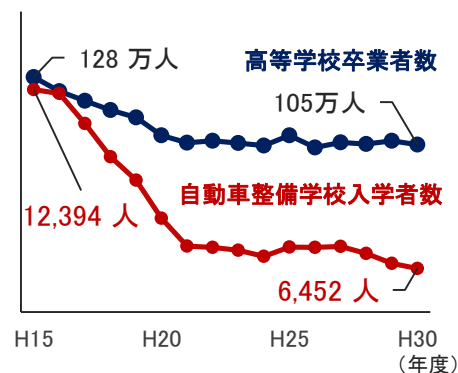
出典：厚生労働省「職業安定業務統計」

自動車整備士の過不足の状況  
(整備工場に対するアンケート結果)



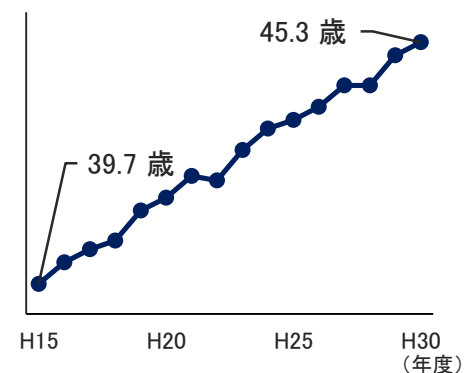
出典：(一社)日本自動車整備振興会連合会編「平成29年度版自動車整備白書」

自動車整備学校入学者数



出典：全国自動車大学校・整備専門学校協会調べ

自動車整備要員の平均年齢



出典：(一社)日本自動車整備振興会連合会編「平成30年度版 自動車整備白書」

# 人手不足への対応(特定技能の目的)

## 国内人材の確保

国土交通省では、若者・女性の就業促進のため、①運輸支局長等による高等学校訪問、②自動車整備士のPRポスターや動画の作成、インターネットを活用した情報発信、③自動車整備工場の経営者に対する人材確保セミナーの開催等に取り組んでいますので、ご参考ください。

自動車整備要員の人材確保・育成について：[http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk9\\_000018.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk9_000018.html)

自動車整備人材確保・育成推進協議会：<http://jidoushaseibishi.jp/>

## 生産性の向上

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づく経営力向上計画の認定等、生産性の向上に資する取り組みをご参考ください。

中小企業等経営強化法に基づく計画認定制度について：[http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_fr9\\_000012.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000012.html)

## 特定技能外国人の受入れ

生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野として、自動車整備分野が指定されています。

- 我が国では、技能移転を通じた開発途上地域への国際協力を目的とした外国人技能実習制度により外国人材を受け入れており、平成28年4月より、自動車整備事業においても受入れを開始。
- 新たな在留資格である「特定技能」を創設する「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案」が可決・成立され、平成31年4月1日より施行。
- 「出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令」(平成31年法務省令第6号)において、自動車整備分野が指定され、平成31年度より受入れを開始予定。

## 自動車整備事業における外国人材の受入れの現状と今後の見通し

### ● 外国人技能実習制度：在留資格「技能実習」

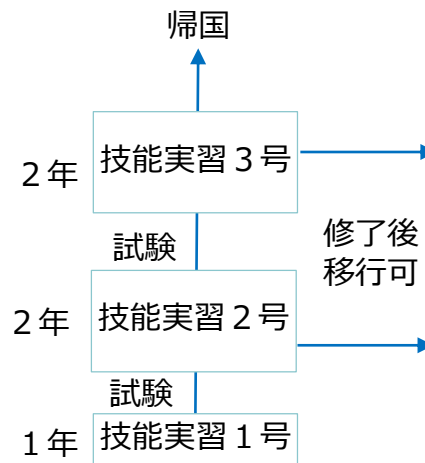
- ✓ 平成28年4月、外国人技能実習制度に「自動車整備職種」を追加。

### ● 新たな在留資格：在留資格「特定技能」

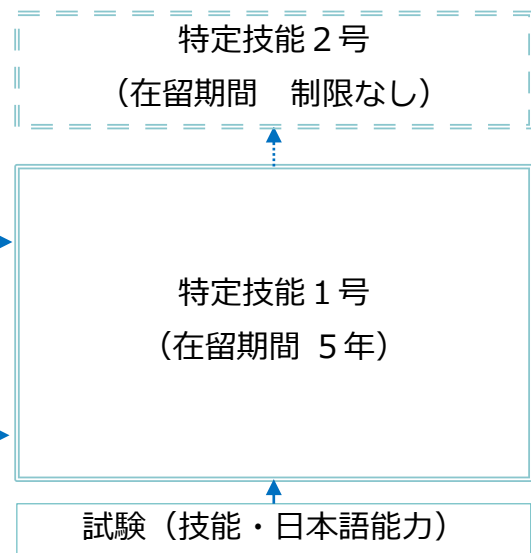
- ✓ 自動車整備に係る技能と日本語能力を試験。
- ✓ 外国人技能実習制度からの移行も想定。

※ 在留期間に制限のない「特定技能2号」は創設しない。

#### 外国人技能実習制度



#### 新たな在留資格による受入れ制度



# 技能実習と特定技能の違い

## 技能実習

人材育成を通じた開発途上地域等への技能、技術又は知識の移転による国際協力を推進することを目的とする。

※外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）より

技能実習1号（1年）→ 技能実習2号（2年）→ 技能実習3号（2年） ※最長5年

## 特定技能

中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築することである。

※特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（平成30年12月25日閣議決定）より

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）体系にて、制度を規定

受け入れる分野毎に、「分野別運用方針・要領」を策定

### <特定技能1号>

不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格 ※最長5年

### <特定技能2号>

同分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格 ※上限なし

## 自動車の定期点検整備

- 道路運送車両法に基づく法定点検整備

### 定期点検項目の例

#### ステアリング装置

ハンドル操作の不具合を防止するため、ロッドおよびアームの緩み、がた、損傷等を点検します。



#### ブレーキ装置

ブレーキの効き不良を防止するため、ブレーキディスクの摩耗および損傷等を点検します。



#### 走行装置

ホイールの脱落などを防止するため、ホイールナットおよびホイールボルトの緩み等を点検します。



#### 動力伝達装置

走行時の振動や動力伝達不良を防止するため、プロペラシャフト連結部の緩み等を点検します。



#### 電気装置

エンジンの始動不良や排気ガス悪化防止のため、点火プラグの状態等を点検します。



#### エンジン

エンジンの不具合を防止するため、冷却装置の水漏れ等を点検します。



#### サスペンション

サスペンションの異音の発生や不具合を防止するため、取付部および連結部の緩み、がた、損傷等を点検します。



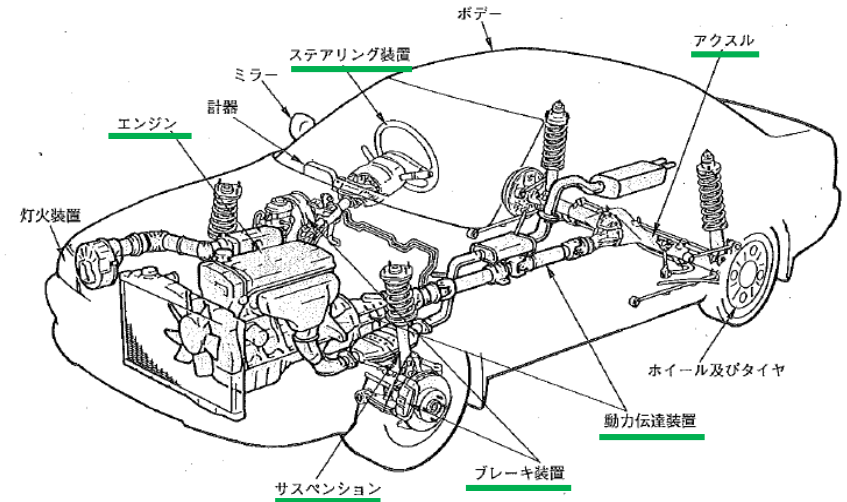
#### ばい煙・臭気のあるガス・有害ガスなどの発煙防止装置

熱害による火災発生等を防止するため、排出ガス減少装置の取付の緩みおよび損傷等を点検します。



## 自動車の分解整備

- エンジン、ブレーキ、ギアボックスなど重要部品を取り外して行う整備又は改造



分解整備とは、以下の装置を取り外して行う整備又は改造

- 原動機
- 動力伝達装置(クラッチ、トランスミッション、プロペラ・シャフト、ディファレンシャル)
- 走行装置(フロントアクスル、リア・アクスル・シャフト等)
- かじ取り装置(ギヤボックス、リンク装置等)
- 制動装置(マスタシリンダ、ブレーキ・チャンバ、バルブ類等)
- 緩衝装置(シャシばね)
- 連結装置(トレーラ・ヒッチ、ボール・カップラ)

これら作業を一人で適切に行える技能水準 ≒ 三級自動車整備士相当

# 特定技能外国人を受け入れるルート

## 試験

### ●技能及び業務上必要な日本語

「自動車整備分野特定技能評価試験」(仮称)又は「自動車整備士技能検定試験3級」

2019年度中の実施(フィリピン、ベトナム)を予定していますが、開催国等変更になる可能性があります。

※自動車整備士技能検定3級と同水準程度

試験言語：日本語(必要に応じてルビを付す)

実施方法：筆記及び実技方式

実施回数：年おおむね1回程度を予定、国外で実施

### ●日常生活に必要な日本語

「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験(N4以上)」



受け入れ機関は外国人と雇用契約を結び、特定技能1号支援計画を策定  
地方出入国在留管理局の許可がおりたら、外国人が在外公館に申請

## 技能実習からの移行

### ●第2号技能実習(自動車整備職種に限る)の修了 【技能、日本語の試験不要】

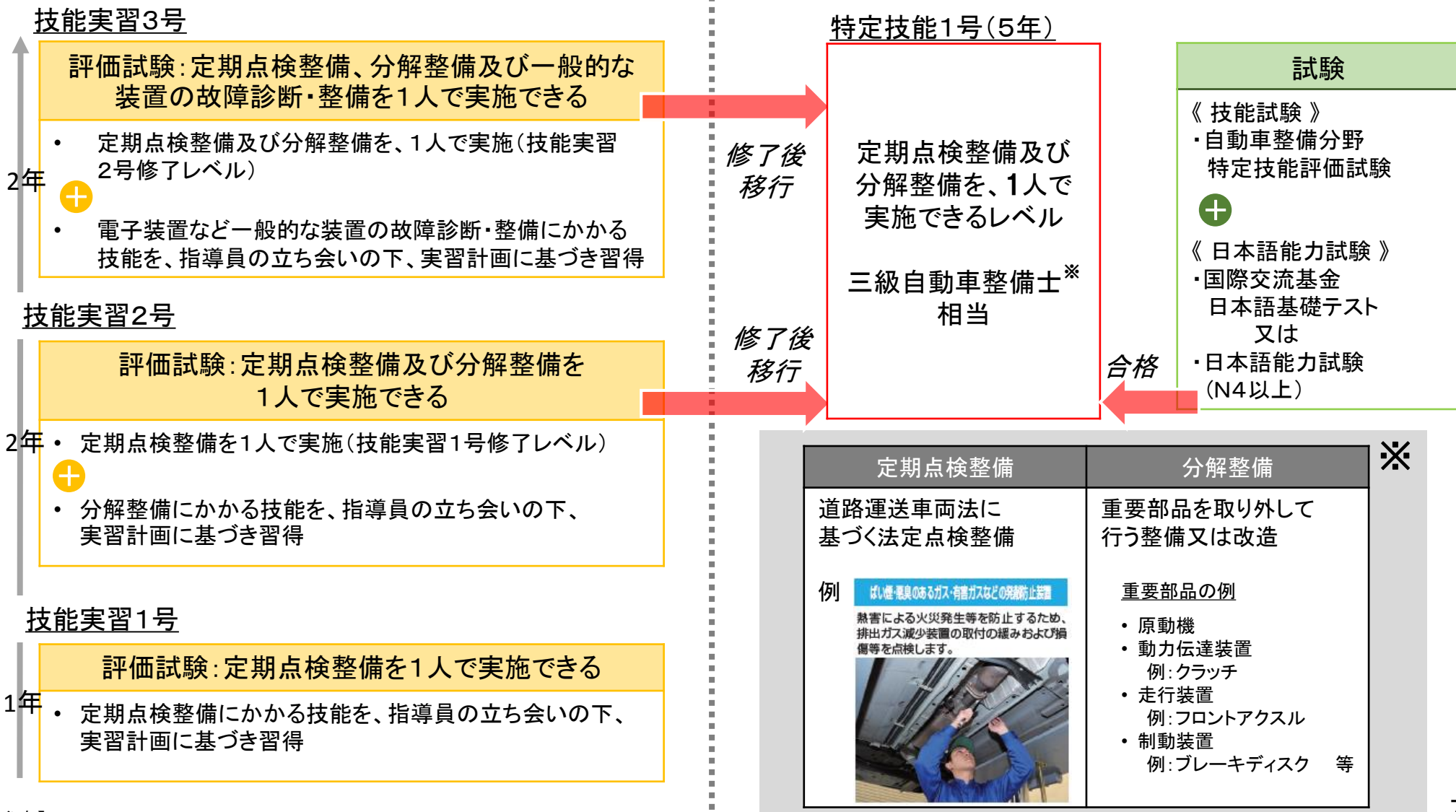


受け入れ機関は外国人と雇用契約を結び、特定技能1号支援計画を策定  
受け入れ機関、外国人共に地方出入国在留管理局へ申請

# 自動車整備業における技能実習と特定技能のレベル

## 技能実習制度

## 特定技能(新設)



【参考】

二級自動車整備士は、三級自動車整備士の能力・知識に加え、分解整備記録簿の管理など整備を統括する能力、自動車検査に関する知識が求められる。  
 一級自動車整備士は、二級自動車整備士の能力・知識に加え、自動ブレーキなど新技術の故障診断・整備、ユーザーに対して故障状態の説明や再発防止の助言ができることが求められる。



# 自動車整備業における特定技能について

- 自動車整備分野の「特定技能1号」(在留期間5年)は、自動車の日常点検整備、定期点検整備及び分解整備を業務として行う。(在留期間に制限のない「特定技能2号」は、当面創設しない。)
- 5年間の受入れ見込み数は、最大7,000人。
- 「特定技能1号」の在留資格を得るためには、自動車整備の技能と日本語能力の試験に合格する 必要がある。(外国人技能実習2号修了でも可)
- 受入れ機関(自動車整備工場)に対して、外国人材に対する支援を適切に行うことに加えて、 道路運送車両法に基づく認証を受けている事業場であること、国土交通省が設置する自動車整備分野特定技能協議会に対し必要な協力を行うこと等を義務付け。

## 自動車整備分野の「特定技能1号」

- ・在留期間：5年  
(在留期間に制限のない特定技能2号は当面創設しない。)
- ・5年間の受入れ見込み数：最大7,000人

## 業務内容

道路運送車両法に基づく、自動車の日常点検整備、定期点検整備、分解整備

## 試験内容

- 【技能試験】  
「自動車整備分野特定技能評価試験」(筆記+実技)  
又は「自動車整備士技能検定試験3級」(筆記+実技)
- 【日本語能力試験】  
「国際交流基金日本語基礎テスト」  
又は「日本語能力試験」(N4以上)

※ 外国人技能実習2号修了でも可

## 受入れ機関(自動車整備工場)の義務・要件

- 【外国人に対する支援】  
生活オリエンテーション、生活のための日本語習得の支援、外国人からの相談・苦情対応等
- 【雇用形態】  
・フルタイム、直接雇用
- 【道路運送車両法に基づく認証の取得等】  
・道路運送車両法に基づく認証を受けた事業場であること  
・国交省が設置する協議会に対し必要な協力を行うこと